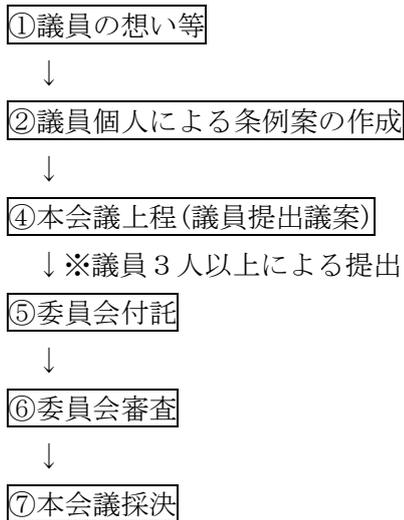


議員提案政策条例制定までの比較フロー（参考）

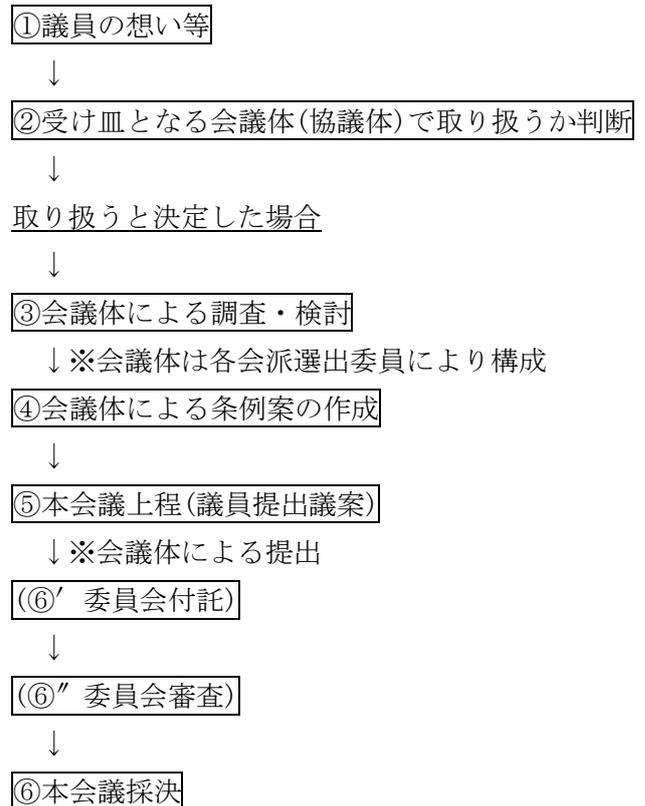
小田原市



■備考

- ・議員個人によるため、十分な調査や検討を経た条例案の作成が難しい。
- ・「④本会議上程(議員提出議案)」に至るまでの間に、会派を超えた意見交換や協議を行う場がない。
- ・過去の事例では、「⑥委員会審査」が複数回にわたっており、審査が6回にわたった条例案が「⑦本会議採決」において**否決**となったこともある。

受け皿となる会議体(協議体)のある市(一例)



■備考

- ・議員個人ではなく議会として、その条例の制定の必要性を判断した上で、調査や検討、協議ができる。
- ・「③会議体による調査・検討」により、「⑤本会議上程(議員提出議案)」に至るまでの間に、市民や関係団体等への調査や、会派を超えた意見交換や協議を行うことができる(会議体の設置に議会運営委員会の承認を必要とする事例もある)。
- ・「(⑥' 委員会付託)」や「(⑥'' 委員会審査)」は省略し、**即決(可決)**となる事例も多い。